

埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料課
(担当) 河合・渡邊

TEL : 048-833-3120 FAX : 048-833-3472
E-mail : hokenryou@saitama-koukikourei.jp

令和8年2月2日

令和8・9年度埼玉県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和8・9年度の保険料率については、令和8年2月2日開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会で議決され、下記のとおり決定いたしました。

○ 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率

【基礎賦課分】(令和8・9年度共通)

均等割額 52,370円 (+6,440円)

所得割率 9.49% (+0.46ポイント)

【子ども・子育て支援納付金分(子ども分)】(令和8年度)

均等割額 1,330円(新設)

所得割率 0.25%(新設)

※令和8年度より、従来の保険料を基礎賦課額と改めるとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されます。

※子ども分の令和9年度の保険料率は令和8年度中に決定します。

(参考) 現行保険料率等との比較(令和8年度は基礎賦課分及び子ども分の合計)

保険料率	令和8年度 (A)	令和6・7年度 (B)	比 較 (A-B)
均等割額	53,700円	45,930円	7,770円増
所得割率	9.74%	9.03%	0.71ポイント増
1人当たり 平均保険料額 (軽減後)	100,791円	85,888円	14,903円増

※ 1人当たり平均保険料額(軽減後)は、保険料率改定時の見込額です。

※ 保険料の賦課限度額は、基礎賦課分が令和8年度以降は現行の80万円から5万円引き上げられ、85万円になり、子ども分は令和8年度が2万1,000円になります。

(保険料率が増加する主な理由)

全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支えあう仕組みとするため、令和6年度から法改正により保険料負担の見直しが行われました。これにより、後期高齢者負担率（＝給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合で、2年に1度、政令で定められる）が、後期高齢者一人当たり保険料の伸び率と、現役世代の一人当たり支援金の伸び率を合わせるように算定方法が見直しされ、大幅に引き上げられました（令和8・9年度の後期高齢者負担率は13.27%で、前回改定時の12.67%から0.60ポイント引き上げられました）。また、出産育児一時金に係る費用について、後期高齢者医療制度の負担額は、令和6・7年度は激変緩和措置により1／2とされていましたが、令和8年度からは本来の負担額となりました。さらに、前回改定時と比較し、診療報酬改定等の影響により一人当たり医療給付費が大きく増加しています。

※保険料率の算定に当たっては、財政上の剩余金（保険給付費支払基金）の活用や埼玉県に設置されている財政安定化基金から特例交付を受けることにより、保険料率の上昇を抑制しています（令和8・9年度は剩余金110億円及び財政安定化基金23億円の合計133億円、令和6・7年度は剩余金175億円）。

(子ども・子育て支援金制度について)

こどもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当等のこども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるため、保険料とあわせて、令和8年度から子ども・子育て支援納付金を拠出いただくこととなります。

(その他)

保険料の軽減判定所得を算定するための、世帯の被保険者数に乘じる金額が、令和8年度から均等割5割軽減については30.5万円から31万円に、2割軽減は56万円から57万円に引き上げられます。

均等割7割軽減については、基礎賦課分のみ、令和8・9年度は7.2割軽減となります。

参考 1. 保険料の計算方法

基礎賦課分	=	均等割額	+	所得割額
(上限 85 万円)		(52,370 円)		(賦課のもととなる所得金額 × 9.49%)
子ども分	=	均等割額	+	所得割額
(上限 2 万 1,000 円)		(1,330 円)		(賦課のもととなる所得金額 × 0.25%)
年間保険料額	=	基礎賦課分	+	子ども分
(上限 87 万 1,000 円)				

参考 2. 保険料額の比較

【年金収入のみ・単身者の例】(ただし、元被扶養者を除く)

公的年金収入	令和 7 年度 保険料額	令和 8 年度保険料額の計算		令和 8 年度 保険料額
		基礎賦課分	子ども分	
年額 153 万円 (均等割 7 割軽減)	13,700 円	14,600 円 (+900 円)	300 円	14,900 円 (+1,200 円)
年額 168 万円 (均等割 7 割軽減+所得割)	27,300 円	28,800 円 (+1,500 円)	700 円	29,500 円 (+2,200 円)
年額 198 万円 (均等割 5 割軽減+所得割)	63,500 円	68,800 円 (+5,300 円)	1,700 円	70,500 円 (+7,000 円)
年額 224 万円 (均等割 2 割軽減+所得割)	100,800 円	109,200 円 (+8,400 円)	2,800 円	112,000 円 (+11,200 円)
年額 240 万円 (均等割軽減なし+所得割)	124,400 円	134,900 円 (+10,500 円)	3,500 円	138,400 円 (+14,000 円)
年額 400 万円 (均等割軽減なし+所得割)	253,100 円	270,100 円 (+17,000 円)	7,000 円	277,100 円 (+24,000 円)

※均等割 7 割軽減は、基礎賦課分のみ令和 8 ・ 9 年度は 7.2 割軽減となります。

【年金収入のみ・夫婦2人世帯の例】(4月1日時点で2人とも75歳以上の被保険者)

公的年金収入	令和7年度 保険料額	令和8年度保険料額の計算		令和8年度 保険料額
		基礎賦課分	子ども分	
世帯主：年額153万円 (均等割7割軽減)	13,700円	27,400円	14,600円 (+900円)	300円
配偶者：年額80万円 (均等割7割軽減)	13,700円		14,600円 (+900円)	300円
世帯主：年額168万円 (均等割7割軽減+所得割)	27,300円	41,000円	28,800円 (+1,500円)	700円
配偶者：年額80万円 (均等割7割軽減)	13,700円		14,600円 (+900円)	300円
世帯主：年額198万円 (均等割5割軽減+所得割)	63,500円	86,400円	68,800円 (+5,300円)	1,700円
配偶者：年額80万円 (均等割5割軽減)	22,900円		26,100円 (+3,200円)	600円
世帯主：年額224万円 (均等割5割軽減+所得割)	87,000円	109,900円	93,500円 (+6,500円)	2,400円
配偶者：年額80万円 (均等割5割軽減)	22,900円		26,100円 (+3,200円)	600円
世帯主：年額240万円 (均等割2割軽減+所得割)	115,300円	152,000円	124,400円 (+9,100円)	3,200円
配偶者：年額80万円 (均等割2割軽減)	36,700円		41,800円 (+5,100円)	1,000円
世帯主：年額400万円 (均等割軽減なし+所得割)	253,100円	299,000円	270,100円 (+17,000円)	7,000円
配偶者：年額80万円 (均等割軽減なし)	45,900円		52,300円 (+6,400円)	1,300円

※均等割7割軽減は、令和8・9年度は、基礎賦課分のみ7.2割軽減となります。